

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第25回本部員会議

日時：令和3年8月13日(金) 15:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

- (1) 現在の発生状況について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について
- (3) デルタ株感染拡大防止集中対策の実施について
- (4) デルタ株感染拡大防止集中対策期間における注意喚起について
- (5) その他

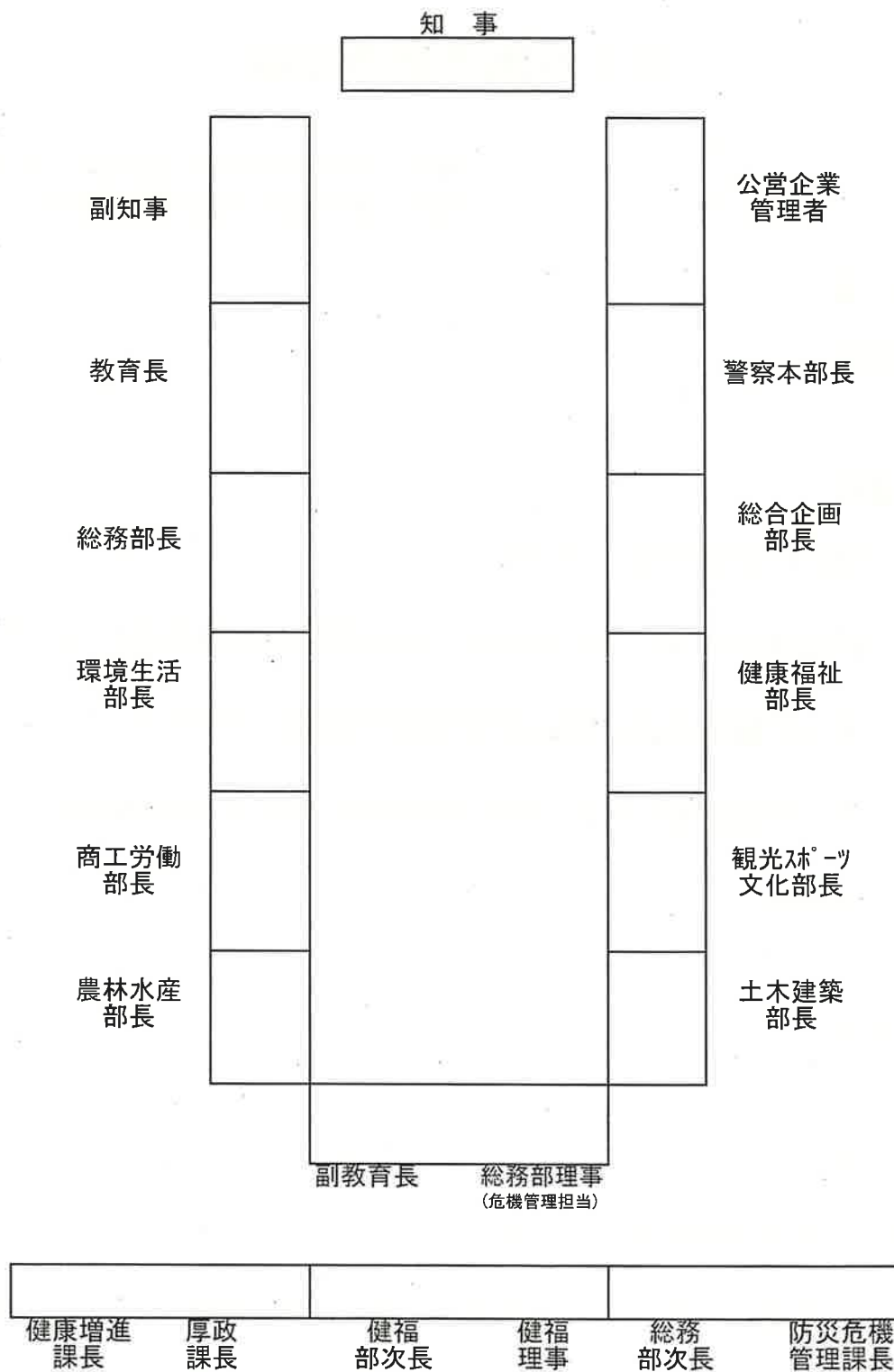
3 閉会

<配布資料>

- 資料1 現在の発生状況について
- 資料2 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について (案)
- 資料3 デルタ株感染拡大防止集中対策
- 資料4 デルタ株感染拡大防止集中対策期間における注意喚起について
- 資料5 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第25回本部員会議 配席図

日時：令和3年8月13日(金)15:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第25回本部員会議

日時：令和3年8月13日(金)15:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 副知事
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長（警備部長代理出席）

現在の発生状況について

1 全世界及び日本国内の発生状況 ※厚生労働省公表数字

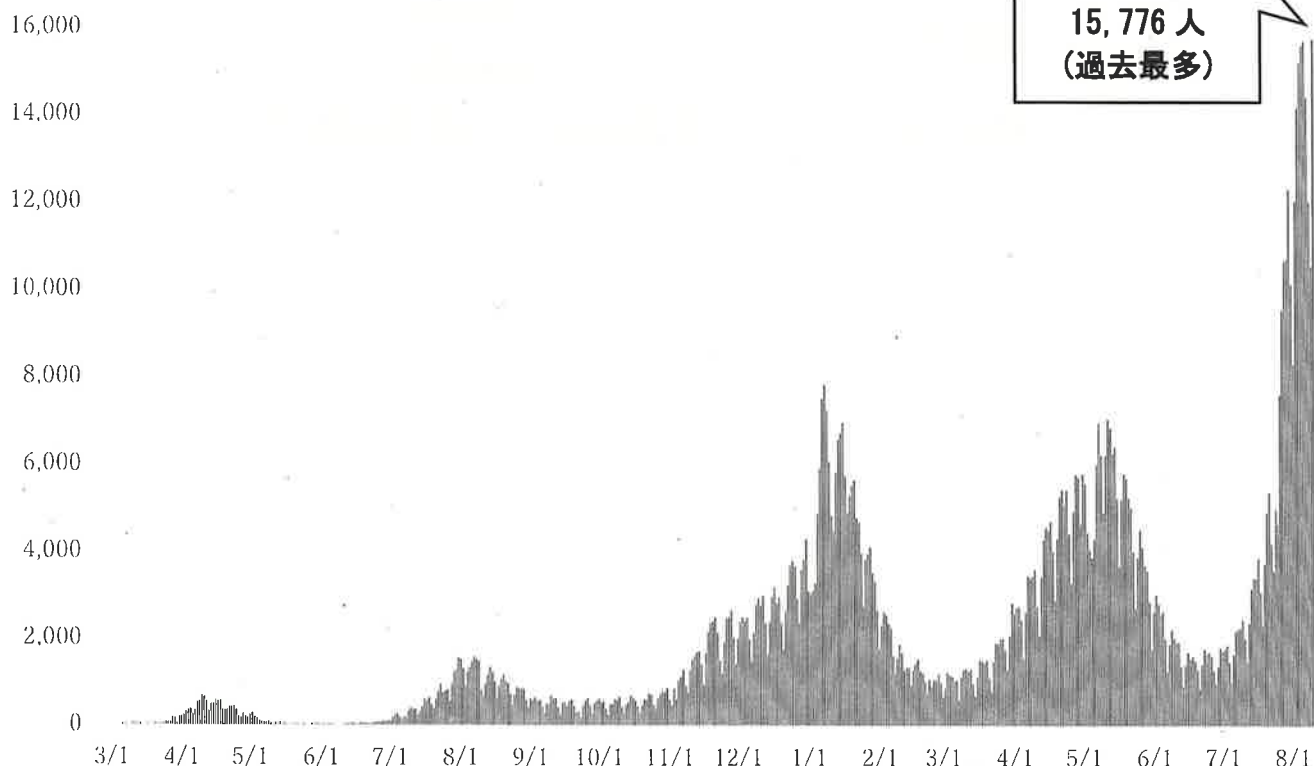
(1) 全世界 (8/12 15:00 現在) 【日本を除く】

感染者数	死亡者数	※感染者の多い国
203,616,211	4,308,657	米国(36,190,179)、インド [*] (32,036,511)、 ブラジル(20,245,085)、フランス(6,440,082)

(2) 日本国内 (8/12 0:00 現在) (人)

	P 実 施 人 数	陽 性 者 数	入 院 治 療 を 要 す る 者 (内数) (重症者)	の 療 養 解 除 者 の 数	退 院 又 は	死 亡 者 数	確 認 中
① 国内発生 (③除く)	18,533,224	1,065,910	129,956 (1,404)	917,418	15,323	3,665	
② 空港検疫	923,693	3,629	193 (0)	3,429	7	0	
③ チャーター機	829	15	0 (0)	15	0	0	
合計	19,457,746	1,069,554	130,149 (1,404)	920,862	15,330	3,665	

全国の新規感染者の推移



(1) 感染者数等 (8/13 15:00 時点)

感染者数 : 3,661 人 (うち死亡 80 人)

(2) 療養者数の内訳

療養者数	入院者数				宿泊療養者数等
	重症	中等症	軽症・無症状	計	
326人	3人	70人	179人	252人	74人

(3) 市町別感染者数

下関市	775	宇部市	485	山口市	404	萩市	24
防府市	380	下松市	130	岩国市	482	光市	47
長門市	39	柳井市	72	美祢市	29	周南市	472
山陽小野田市	147	周防大島町	9	和木町	23	上関町	5
田布施町	23	平生町	13	阿武町	0	県外	102

(4) PCR等検査 (R2.2.15~R3.8.8)

累計 136,504 件 (8/2~8/8 実績 3,314 件)

(5) モニタリングの状況

指標		1週間前 (8/6)	現状値 (8/13)	1週間前 との比較	これまで の最大値	〈参考〉国が示す水準	
						ステージⅢ	ステージⅣ
①	確保病床使用率	25.9% (138 床)	47.3% (252 床)	↗ 21.4 ポイント	75.0% (5/24)	20%以上 (107~266 床)	50%以上 (267 床以上)
	入院率	83.6%	77.3%	↘ 6.3 ポイント	65.9%※ (5/27)	40%以下	25%以下
	重症病床使用率	0% (0 床)	6.4% (3 床)	↗	21.3% (5/20, 21, 22)	20%以上 (10~23 床)	50%以上 (24 床以上)
②	療養者数 【人口 10 万人】	165 人 【12.2 人】	326 人 【24.0 人】	↗ 1.9 倍	577 人 (5/24)	272~406 人 【20 人以上】	407 人以上 【30 人以上】
③	直近 1 週間の PCR 検査 等陽性率	3.7% (7/26~8/1)	4.2% (8/2~8)	↗ 0.5 ポイント	6.12% (5/18~27)	5%以上	10%以上
④	直近 1 週間の新規感染 者数【人口 10 万人】	109 人 【8.0 人】	272 人 【20.0 人】	↗ 2.4 倍	365 人 (5/15)	204~339 人 【15 人以上】	340 人以上 【25 人以上】
⑤	感染経路不明な者の 割合	6.6% (7/24~7/30)	14.6% (7/31~8/6)	↗ 8.0 ポイント	26.7% (7/26~8/2)	50%以上	50%以上

※入院率はこれまでの最小値

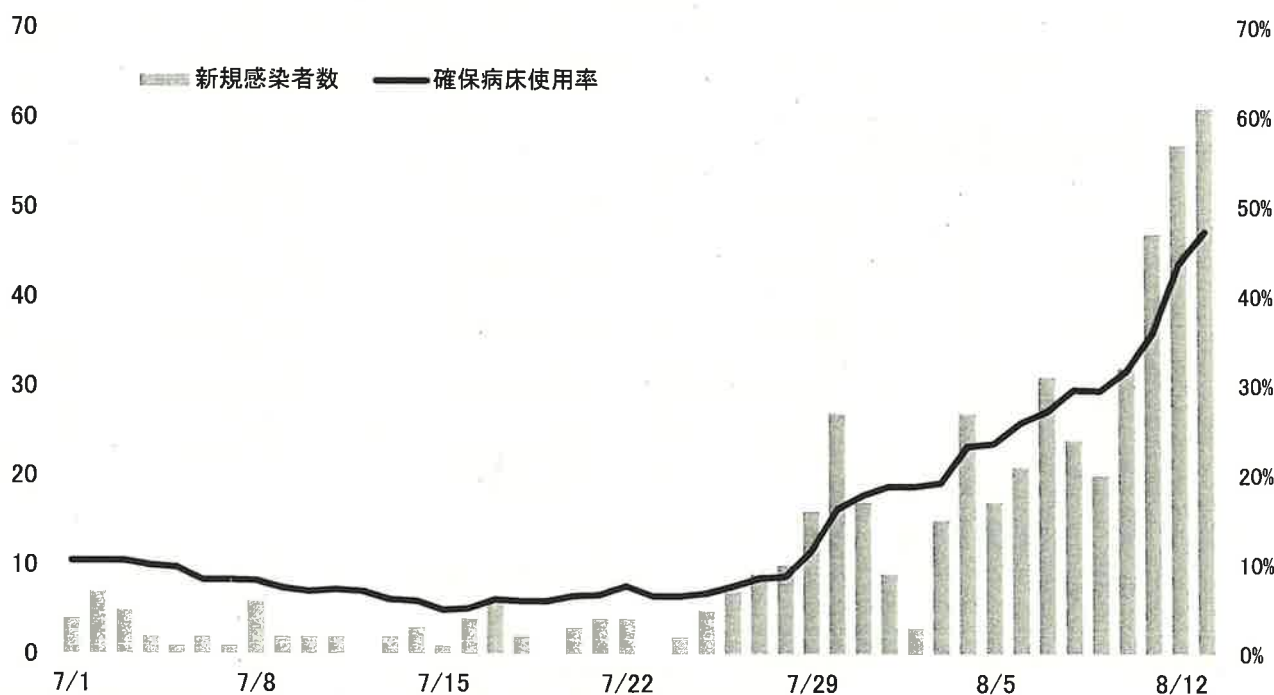


専門家の意見等も踏まえ、現在の状況を「ステージⅢ」と判断。

3 本県の感染状況等

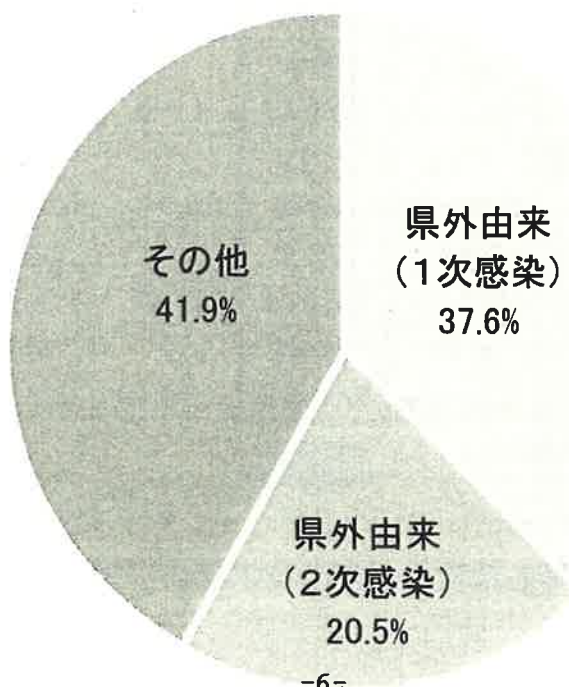
(1) 新規感染者数と確保病床使用率の推移

7月後半の連休以降、新規感染者数は急増し、それに伴い、確保病床使用率も増大。



(2) 新規感染者の状況 (8/1~8/12)

県外への出張、帰省、県外の方との接触等による感染や、家族、同僚等への2次感染など、県外由来の感染が約6割を占める状況。



(3) クラスターの発生状況

8月上旬以降、クラスターが7件発生し、うち3件は県外由来の感染。

	市町名	クラスター名	内 容	発生日	人数
1	下関市	飲食を伴うクラスター	2時間半にわたり会食	8/8	8人
2	田布施町	部活動クラスター	岡山県への遠征	8/10	13人
3	山口市	ライブハウスクラスター	愛知県の陽性者が出演	8/11	8人
4	柳井市	カラオケ付飲食店クラスター	広島県の陽性者と飲食やカラオケ	8/12	8人
5	山口市	友人同士による飲食クラスター	友人同士で飲食	8/12	5人
6	下関市	事業所クラスター	職場内で感染	8/13	7人
7	周南市	飲食店クラスター	飲食店の利用客と従業員が感染	8/13	6人

(4) 新規感染者の年代別割合

第4波に比べて60歳以上の感染者が大幅に減少。

	第4波	第5波
10歳未満	3.8%	6.9%
10歳代	11.7%	11.0%
20歳代	15.5%	23.4%
30歳代	11.3%	15.1%
40歳代	13.2%	19.2%
50歳代	9.8%	13.2%
60歳代	11.7%	6.3%
70歳代	11.2%	3.8%
80歳以上	11.9%	1.1%

**60歳以上
(65歳以上)**

**34.8%
(29.6%)**

{ 4/15~6/23 1644例 }

**11.2%
(5.5%)**

{ 8/1~8/13 364例 }

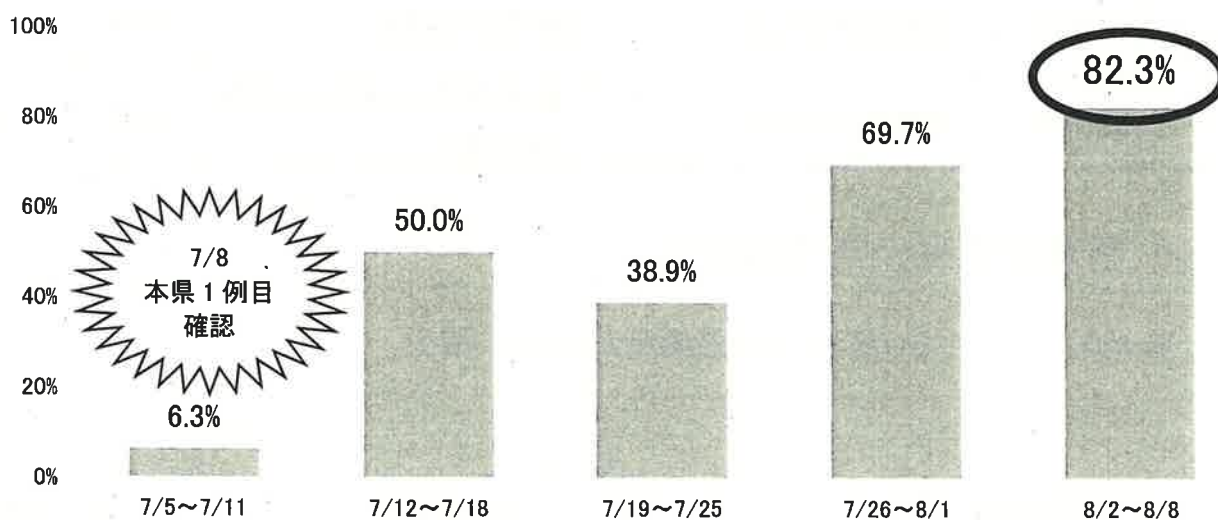
(5) 新規感染者のワクチン接種状況 (8/1~8/12)

新規感染者のうち、ワクチンの2回接種済の方は17人(5.6%)。
17人のうち、16人(94.1%)は軽症・無症状で、1人(5.9%)は中等症。

新規感染者数	ワクチン2回接種者数
303人	17人(5.6%)

(6) 新規感染者に占める L452R 変異株の割合の推移

1例目の確認から約1か月で、新規陽性者の約8割が L452R 変異株に、急速に置き換わっている状況。



新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について

令和 3 年 8 月 1 3 日
 山口県新型コロナウイルス
 感染症対策本部
 (危機管理チーム)

新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第 32 条第 3 項に基づく緊急事態措置及び特措法第 31 条の 4 第 1 項に基づくまん延防止等重点措置について、19 都道府県を対象区域とし、8 月 31 日までを期間に実施されている。

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強い変異株の影響等により、全国的な感染拡大に歯止めがかかっていない。

本県においては、県外との往来は自粛するよう強く県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

8 月 5 日のまん延防止等重点措置区域の追加に伴い、国の基本的対処方針が変更された。

<緊急事態宣言の対象区域及び期間>

区 分	対 象 区 域	期 間
特定都道府県	沖縄県	5 月 2 3 日～8 月 3 1 日
	東京都	7 月 1 2 日～8 月 3 1 日
	埼玉県、千葉県、 神奈川県、大阪府	8 月 2 日～8 月 3 1 日

<まん延防止等重点措置の区域及び期間>

区 域	期 間
北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県	8月 2日～8月31日
福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県	8月 8日～8月31日

【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言等が発出されていない区域)】

- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うこと。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促し、特に発熱等の症状がある場合は、これらを控えるよう促すこと。
- 一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に係る対応を行うこと。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すとともに、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地方自治体における制度の普及促進を図ること。

- 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、各ステージにおいて「講ずべき施策」等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 県外との往来は、通勤・通学、通院等やむを得ないものを除いて自粛するよう強く要請。特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、最大限自粛するよう要請。また、やむを得ず往来する場合には、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する要請等に従うよう要請。
- 家族や親戚等が、帰省等でやむを得ず来県される場合であっても、来県前の体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動するよう要請。

- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、マスクの着用やまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策の徹底。

また、感染リスクが高まる5つの場面（「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」）に特に注意するよう呼びかけ。

- 外出の際には、感染リスクの高い混雑している場所や時間を避けるなど、慎重に行動するよう呼びかけ。
- 会食の際には、少人数・短時間となるようにし、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店の利用を呼びかけるとともに、飲食店から求められる感染防止対策への協力を要請。
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 県外への出張を控えるよう要請。

また、県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底。

- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策に取り組む飲食店に対し、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店のポスターを配付するとともに、県ホームページで取組内容等を周知。
- 飲食店等でクラスター(集団感染)が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮の要請等の対策を検討。

(3) 学校等の対応

ア 公立学校(幼小中高特)

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施(随時)。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

イ 私立学校(幼中高、専修・各種学校)

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施(随時)。
- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園(幼保連携型、保育所型)において、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。

また、本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、県主催イベントの中止又は延期等を検討。

- 国の定める一定規模以上の催物等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期。

<催物等開催基準> ※国事務連絡より抜粋

時期	収容率	人数上限
R 2年 9月 19日～ R 3年 8月 31日	・大声での歓声・声援等がないことが前提としうるもの(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、展示会等) 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	①収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人 ※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度
	・大声での歓声・声援等が想定されるもの(ロックコンサート、スポーツイベント) 50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※ 飲食を伴うイベントについては、原則「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に区分されるが、映画館などイベント中に発声がないものに限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことが可能な場合あり。

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が 1,000 人を超えるイベントの事前相談に対応。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、関係市町と十分協議の上、対応を判断。

(5) 感染状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況を把握するため、専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」を設置し、分科会の示す目安を参考に継続的にモニタリングを行い、感染状況のステージを総合的に判断。

- 3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、医療提供体制への負荷が増加し、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合、県民への外出自粛要請等の措置を検討。

＜分科会の示すステージの指標＞

項目	ステージⅢの指標	ステージⅣの指標	
医療提供体制等の負荷	①医療の逼迫具合		
	・入院医療 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	入院率	40%以下	25%以下
	・重症者用病床 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	②療養者数	20人/10万人以上	30人/10万人以上
感染の状況	③PCR陽性率	5%以上	10%以上
	④新規陽性者数	15人/10万人/週以上	25人/10万人/週以上
	⑤感染経路不明割合	50%以上	50%以上

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

3 感染拡大に備えた対応

(1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備。
- 全ての新規陽性者に対する変異株スクリーニング検査や変異株の陽性者が確認された場合の幅広い接触者調査など、変異株に対する監視体制を強化。

(2) 医療提供体制の拡充

- 重症・中等症患者向けの病床確保や、軽症者等の宿泊療養施設を確保するなど、一定の感染拡大に対応できる患者受入体制を整備。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、感染対策の切り札として期待の高いワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることがないように、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) G o T o キャンペーン の 取 扱 い

- 本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、感染拡大地域に係る国のG o T o キャンペーン事業の適用の一時停止要請を検討するなど、各部局が連携して迅速に対応。

デルタ株感染拡大防止集中対策の実施について(案)

令和 3 年 8 月 13 日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、東京や大阪、福岡など 19 都道府県に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が出されているが、感染力の強いデルタ株の影響等により、全国的な感染拡大に歯止めがかかっていない。

本県においても、クラスターの発生等により新規感染者数が急増し、医療提供体制への負荷が高まっていることから、本県での感染の再拡大を最小限に抑え、医療提供体制における大きな支障を避けるため、短期に集中的な対策を実施する。

2 集中対策期間

8 月 13 日(金)～8 月 31 日(火)

3 県民、事業者への要請

(1) 県外との往来の自粛

○県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛

○特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県との往来は、最大限自粛

○家族や親戚等が、帰省等でやむを得ず来県される場合であっても、来県前の体調管理に努めるとともに、事前の PCR 検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動

※事前の PCR 検査が受けられなかった場合は、県内 4 カ所(山口宇部空港、岩国錦帯橋空港、JR 新山口駅・JR 徳山駅)で実施している無料 PCR 検査を活用

(2) 外出機会の半減

○不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会を半減

例:まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、大人数での会合や飲食、カラオケ等の自粛

※通院、通勤、通学など、日常生活上で必要なものまでは制限しない

○旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期

○県観光連盟の発行する「行こうよ。やまぐちプレミアム宿泊券・フェリー券」の利用停止(8/17～:県内外を問わず利用自粛、8/21～当面:利用停止)

○県観光連盟の実施する「旅々やまぐち県民割」事業の停止(8/17～当面)

○Go To Eat キャンペーン食事券の販売停止及び利用自粛(テイクアウト除く)
(8/17～当面)

○みんなでたべちゃろ！キャンペーン・やまぐち食彩店における値引きサービスの停止 (8/17～当面)

(3) 感染予防対策の徹底

○「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、基本的な感染予防対策を徹底

※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等)」

○会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛

○外食する際は、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策へ協力

○発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談

(4) 事業者における感染防止対策の強化

○「頑張る事業者リスタート補助金」や飲食店の第三者認証制度の活用等による感染防止対策の強化

○職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底

○特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底

○県外出張は自粛することとし、特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への出張は、最大限自粛

○やむを得ず県外との往来があった従業員等のPCR検査の実施(中小企業PCR検査補助金の活用等)や、在宅勤務(テレワーク)及び健康管理に対する配慮

○在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底

4 学校における感染防止対策

○児童生徒・教職員等が、県外との往来を伴う全国大会等に参加した際の帰県後PCR検査の実施

○教職員等を対象とした感染防止対策に係るオンデマンド配信

○部活動における県外との往来を伴う他校との練習試合・合宿等については自粛、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出されている区域については最大限自粛

5 イベント等の開催制限

○原則、県主催イベントの中止、又は、延期

○県外からの参加自粛を呼びかけるよう主催者に要請

6 県有施設の利用制限

○県外からの来場自粛の呼びかけ

デルタ株感染拡大防止集中対策期間における注意喚起について

1 目的

本県での感染の再拡大防止に向け、効果的な対策を短期、集中的に実施するため、県民や事業者に対し、あらゆる機会を通じた注意喚起を行う。

2 実施期間

8月13日（金）から随時掲示（8月31日（火）まで）

3 実施内容

(1) テレビ・ラジオ、SNS等による情報発信

(2) 国道・県道・高速道路の電光掲示板の活用

(3) 県内主要交通拠点へのポスターの掲示

①新幹線駅

5か所（新下関駅、厚狭駅、新山口駅、徳山駅、新岩国駅）

②空港

2か所（山口宇部空港、岩国錦帯橋空港）

③高速道路SA・PA

12か所（王司、伊佐、美東、湯田温泉、荷卸峠、鹿野、深谷、周防灘、佐波川、富海、下松、玖珂）

④道の駅

24か所

(4) 市町等関係機関へのデータ提供

デルタ株感染拡大防止 集中対策実施中!



8/31 (火) まで

感染力が強いデルタ株に嚴重警戒!

県外との往来の自粛

⇒東京・大阪・福岡との往来は最大限自粛!

外出機会の半減

⇒不要不急の買物や会合は控える!

感染予防対策の徹底

⇒まめな手洗い・手指消毒等の徹底!

⇒会食は少人数・短時間、
普段一緒にいる人以外とは自粛!

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株の影響等により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域に留まらず、全国の多くの地域でこれまでにない急速な感染拡大が起きています。

本県においても、クラスターの多発等により新規感染者が急増し、感染状況がステージ3へ移行したところであり、医療提供体制への負荷が高まっています。

県民の皆様、企業の皆様には、感染の再拡大を最小限に抑え、医療提供体制における大きな支障を避けるため、以下の取組にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

<県外との往来にあたっての注意>

- ◎ 県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛を強くお願いします。

特に、東京や大阪、福岡など緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、最大限の自粛をお願いします。

- ◎ やむを得ず県外と往来する場合は、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従ってください。
- ◎ 人の移動が活発になるお盆や夏休み期間に、本県への帰省などをお考えのご家族やご親戚などがいらっしゃる場合は、やむを得ない場合を除き、帰省などを自粛するよう強く促してください。

やむを得ず来県される場合であっても、来県前は体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動するよう強く呼びかけてください。

<外出機会の半減>

- ◎ 不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会をこれまでの半分程度にさせていただきますようお願いいたします。

※通勤、通学、通院など、日常生活上で必要なものは除きます。

特に、外出する機会が増えるお盆や夏休み期間においては、不特定多数が集まるイベントや、観光施設・大型商業施設等へ外出する場合、3密の回避を徹底するとともに、主催者や施設等から求められる感染防止対策への協力をお願いします。

- ◎ 旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期してください。

<感染予防対策の徹底>

- ◎ 感染力が非常に強いデルタ株による感染を防ぐには、これまで以上に感染予防対策を徹底する必要があります。

「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、改めて、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等)」

- ◎ 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛をお願いします。
- ◎ 外食する際は、感染防止対策に取り組む「新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店」を利用し、飲食店から求められる感染防止対策には是非とも協力してください。
- ◎ 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

＜企業活動における注意＞

- ◎ 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを徹底していただきますようお願いします。
- ◎ 県外への出張は、極力控えてください。
やむを得ず県外との往来があった従業員等には、PCR検査の実施や、在宅勤務(テレワーク)及び健康管理に対する配慮をお願いします。
- ◎ また、県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減する取組を促進するようお願いします。在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大対策の工夫・強化を徹底してください。
- ◎ 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務や健康管理には、格別の配慮をお願いします。

＜感染された方等への差別・偏見の防止＞

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いします。

令和3年8月13日

山口県知事 村岡 嗣 政

中小企業 PCR検査 補助金



県内の中小事業者が従業員に対して自主的に新型コロナウイルス感染症のPCR検査等を受けさせる場合、その経費の一部を補助します。

【活用事例】

- ・従業員が県外との往来や県外の方との商談後に任意で検査を行った場合
- ・感染者と接触した従業員が濃厚接触者とはならなかったが、任意で検査を行った場合
- ・近隣でクラスターが発生したので、念のため検査を行った場合 など

補助金額

(補助率1/2以内)

※1事業者当たり

補助
上限

30万円

※補助上限30万円に達するまで複数回の申請が可能(ただし申請は月に1回まで)

申請 令和3年 令和4年
受付期間 8月16日(月)~2月28日(月)

※申請総額が予算額に達した場合、申請受付を締め切ります。

※必着

問い合わせ先・申請書の提出先

中小企業PCR検査補助金事務局

〒755-0151 宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番

☎0836-38-8531

[Eメール]chusho@yamaguchi-pcr.jp

お問い合わせ等の受付は
平日 9:00~17:00

🔍 山口県 中小PCR補助金 検索



対象者

県内に事業所を有する中小企業者等

詳細は募集要領
(事務局ホームページ掲載)で
ご確認ください。

対象経費

事業者が負担した検査費用、陰性証明書の発行料

※県内店舗・事業所に勤務する従業員等への検査が対象です。

対象となる検査

PCR検査、抗原検査

※医療機関等での検査費用のほか、一部を除き、検査キットの購入経費も対象です。
(詳細は募集要領をご確認ください。)

※抗体検査は対象外です。

対象となる期間

令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

※受付開始日より前に受けた検査であっても、令和3年4月1日以降に
発生した経費は対象となります。

申請方法

原則として郵送または電子申請

(郵送の場合、簡易書留など追跡ができる方法)

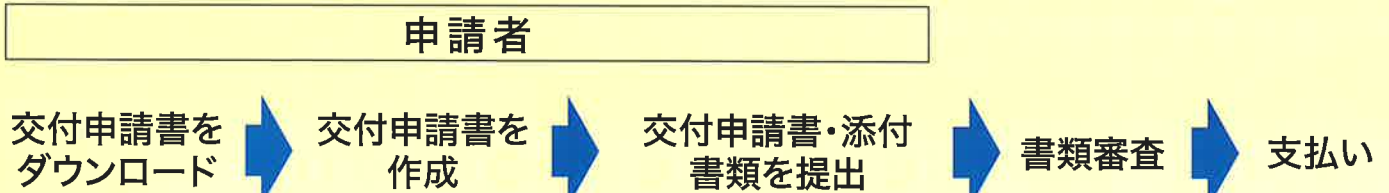
※感染防止のため、申請先への持参はお控えください。

必要書類

交付申請書兼実績報告書兼請求書 等

※様式は中小企業PCR検査補助金事務局のホームページから
ダウンロードできます。

申請から支払いまでの流れ



頑張る事業者 リスタート補助金



長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動が停滞している事業者が行う、感染防止対策、コロナに対応した事業展開を支援します。

1事業者当たり補助上限
(補助率3/4以内)

※1事業者1回のみ申請可能

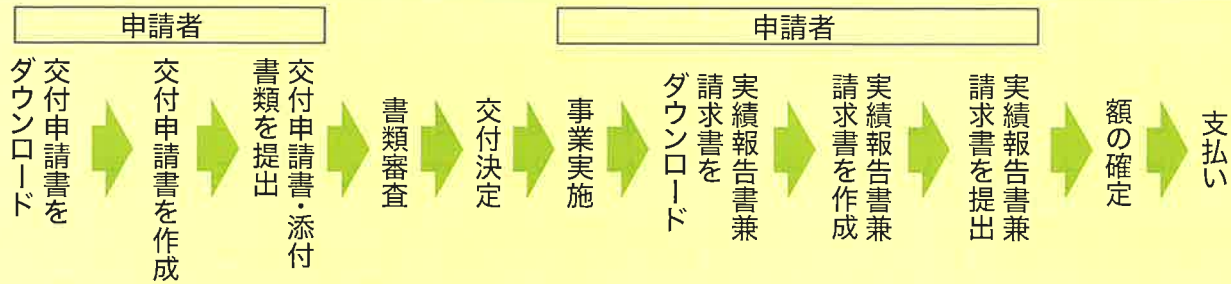
50万円

募集件数 2,000件程度 ※申請総額が予算額に達した場合、申請受付を締め切ります。

補助金交付申請

受付期間：令和3年8月16日(月)～10月15日(金) ※消印有効

申請から支払いまでの流れ



問い合わせ先・申請書の提出先

頑張る事業者リスタート補助金事務局

〒755-0151 宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番

**申請書の
提出方法**

原則として郵送又は電子申請
(郵送の場合、簡易書留など追跡ができる方法)
※感染防止のため、申請先への持参はお控えください。



☎0836-39-5073

お問い合わせ等の受付は
平日 9:00～17:00

🔍 山口県 リスタート 検索

[Eメール] ganbaruigyousya@yamaguchi-restart.jp

補助対象者

詳細は募集要領
(事務局ホームページ掲載)で
ご確認ください。

次の要件を全て満たす者

- ①県内に事業所を有する中小企業者等
- ②令和3年1月～6月の間で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前年又は前々年の同月比で事業収入が減少した月(対象月)があること。

申請手続きの概要

【補助金交付申請】

必要書類…交付申請書、宣誓・同意書、収入申告書、事業計画書、補助対象経費内訳書、
確定申告書等
(なお、確定申告書等については、県の中小企業事業継続支援金が給付された場合は不要です)

【実績報告書及び補助金請求】

必要書類…実績報告書兼請求書、事業内容報告書、請求書や領収書等の支出根拠を
示す書類の写し、振込先がわかる通帳等の写し

補助対象経費

県内の事業所で行う感染防止対策や、コロナに対応した事業展開に要する経費
[事例]

- ・キャッシュレス装置導入経費
- ・テレワーク機器やweb会議システム導入経費
- ・CO2センサーの導入経費
- ・非接触体温計測器の導入経費 等

※人件費等は対象外となります。詳しい対象経費の内容は、頑張る事業者リスタート
補助金事務局のホームページをご確認ください。

事業対象となる期間

令和3年4月1日(木)～令和3年12月24日(金)

※交付決定前に発生した事業に要する経費についても、令和3年4月1日以降に
支出した経費については対象となります。